

総務建設常任委員会会議記録

令和6年9月11日開催

令和6年第3回定例会において、清水町議会会議規則第39条の規定により付託された事件について下記のとおり審議した。

(出席委員)

委員長 花堂晴美
副委員長 吉川清里
委員 佐野俊光
委員 向笠達也
委員 田代 稔
委員 海野豊彦

(概要)

議案第34号 住民票の写し等の交付に関する事務の事務委託の廃止の協議について

本案は、9月5日に本委員会に付託され、9月11日に、委員全員と、当局から副町長及び所管課長の出席を得て、審査を行いました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第36号 清水町下水道条例の一部を改正する条例について

本案は、9月5日に本委員会に付託され、9月11日に議案第34号審査終了後、同メンバーにより審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。

最初に委員から、「使用料の値上げ理由の1つに、経常利益が減っているとあるが、これは町民に責任があるのか。」とただしたところ、「経常利益が減っていることに町民の責任はありませんが、地方公営企業は、インフラ施設を維持していくという点で代替事業者がおらず、将来にわたって安定的かつ持続可能な事業経営を行っていかねばならない責務があるため、増額改定はやむを得ないものと考えています。」との答弁がありました。

次に委員から、「令和7年度以降に、さらに料金を引き上げる予定はあるか。」とただしたところ、「使用料は、少なくとも5年に1回の頻度で改定の必要性の検証を行うことが国庫補助金の交付要件であるため、7年度以降も審議会に使用料の改定等について諮問する予定です。」との答弁がありました。

他に質疑なく、討論を行いました。

反対討論として、「近年の社会情勢を見ると、様々な食料品、物品等が値上げをし、町民生活を圧迫している中、さらにここで公共料金である下水道料金が引上げになると、今以上の圧迫となる。公営企業会計は、独立採算制だが、民間企業と違い、生活に必要なインフラの経営である。ヨーロッパでは、上下水道の民営化により、大幅に価格が引き上げられ、住民生活を圧迫したことから、再公営化となった国が多くある。また、浜松市では、上下水道を民営化するという当初方針が、住民からの強い反対により、凍結している。生活に欠かせないインフラであるからこそ、独立採算制とはいえ支出の上昇を町民に転嫁する形の引上げはすべきではないと指摘し、反対討論とする。」との発言がありました。

次に、賛成討論として「本町の下水道事業は、令和元年度に地方公営企業としてスタートしてからこれまでの5年間、比較的安定した経営状況であったと認識しているが、経年比較をすると、接続戸数の増加に伴う使用料収入の増加以上にコストが増大しており、純利益は年々減少傾向にある。これは、昨今の社会経済情勢に伴う光熱費や物価の高騰が大きく影響しているもので、このまま現行の水準を維持していけば、将来にわたる安定的かつ持続可能な事業経営を行うことが困難であることは、容易に推測できる。また、受益者負担の原則から、污水处理費を使用料収入で賄うことが基本であり、収支状況やこれまでの改定の経緯などを踏まえると、今回の改定は、やむを得ないものと認識している。今回の改定で、污水处理費のすべてを使用料収入で賄える水準に達してはいないが、使用者にとって過度な負担とならないよう配慮された妥当な金額設定であると認められる。安定的かつ持続可能な事業経営の維持という観点では、一定の効果をもたらすものと思われるが、経費削減や経営の効率化のほか、事業の広報・周知、啓発等に引き続き取り組んでいただくよう指摘し、賛成討論とする。」との発言がありました。

他に討論なく、採決の結果、本案は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第37号 令和6年度 清水町一般会計補正予算（第3回）について

本案は、9月5日に本委員会に付託され、9月11日に議案第36号審査終了後、同メンバーにより審査に入りました。

始めに、当局から地方債補正及び歳入の説明を受け質疑に入りました。

質疑なく、次に歳出について説明を受け質疑に入りました。

質疑なく、次に歳入歳出全般について質疑に入りました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案の本委員会所管事項については、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第41号 令和6年度清水町下水道事業会計補正予算（第1回）について

本案は、9月5日に本委員会に付託され、9月11日に議案第37号審査終了後、同メンバーにより審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第42号 令和5年度清水町一般会計歳入歳出決算の認定について

本案は、9月6日に本委員会に付託され、9月11日に議案第41号の審査終了後、同メンバーにより審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、歳入の質疑を行いました。

委員から、「寄附金として3,200万円のふるさと納税があったが、他市町へのふるさと納税による本町の個人住民税の控除額は。」とたまたしたところ、「ふるさと納税における令和5年度の個人住民税の控除額は約7,245万円でした。」との答弁がありました。

他に質疑なく、次に歳出について各款ごと質疑を行いました。

1款、議会費については質疑なく、2款、総務費の質疑を行いました。

最初に委員から、「公共施設等総合管理基金積立金が約5,000万円に減った理由は。」とたまたしたところ、「この積立金は、前年度決算の剰余金等剰余財源から、剰余額に応じて可能な限り積み立てる方針としており、令和5年度は、令和4年度の決算剰余金が減額になっている中、財政状況や他の補正財源等を勘案し、積立額を決定しました。」との答弁がありました。

次に、委員から、「決算剰余金に応じて、積立額を決定する方法では、必要とされる基金の額に達するのかという不安が出てくるが、今後、学校を始めとする改築が立て続けに出てくる中で、この積立方法で、目標額に達するのか。」とたまたしたところ、「公共施設の今後の改修を、基金で全て対応するとして当初予算等に計上すると、歳出予算を拘束し、他の事業費を圧迫するため、今後も剰余財源の中で可能な限り積み立てていく予定であり、取崩し等についても、予算編成等の中で計画的に基金の残高を見ながら活用して対応していきます。」との答弁がありました。

次に、委員から、「大学等新幹線通学支援事業の不要額が多い理由は。」とたまたしたところ、「令和5年度は、コロナの影響も落ち着いてきた中で、それまでの実績で年間10件と、新規で20件を予定していたが、実際にはそこまでの利用がなかったためです。」との答弁がありました。

次に、委員から、「協働まちづくり懇談会は何回行ったのか。またその内容は。」とたまたしたところ、「令和5年度は4回開催し、町を盛り上げるキーワードとして柿田川が多く出る中、芝生広場の再整備と、再整備後の活用方法が話題の中心になり、その後も、様々なテーマで懇談会を継続しており、丸池公園の桜ま

つりの開催にも結びついています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「循環バス路線の変更等について検討しているのか。」とただしたところ、「町長の2期目の公約として、循環バスを鉄道駅のない町の基幹ツールとし、公共交通の利便性向上を掲げる中で、地域公共交通計画の策定作業を行っており、その中で循環バスのルートの拡充も検討しています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「循環バスの停留所のベンチの購入は1か所だけだが、23万円もする理由は。」とただしたところ、「急激な円安で輸送コストや物価が高騰したことによるものです。」との答弁がありました。

次に、委員から、「前年度と合わせて4基しか設置していない理由と今後の設置予定は。」とただしたところ、「財政状況を踏まえ、年1基程度設置していく方針で、ふるさと納税等の財源に余裕があった場合にはそれ以上の設置も考えており、設置可能な7か所に、順次設置していけるように取り組んでいきます。」との答弁がありました。

次に、4款、衛生費の質疑を行いました。

最初に委員から、「可燃ごみの成分分析結果から、紙・布類、厨芥、野菜くずの割合が依然として多く、減らす努力が足りないと思うが、減らす方策は。」とただしたところ、「意識啓発や正しい分別、減量をさらに根気強く普及啓発していくほか、生ごみ処理機の補助金の拡充などの対応を図っていきます。」との答弁がありました。

次に、委員から、「雑紙、ミックス古紙は、資源ごみとして別日に収集している区もあるが、これを町で統一して行っていく方針はあるか。」とただしたところ、「資源ごみの収集は、分別の簡便性や再資源化の意識など、区ごとに様々な考えで行っていると認識していますが、毎年度当初に各区に出向き、ミックス古紙の資源化の先進事例などを紹介する中で実施をお願いするなど、機会を捉え、粘り強く取り組んでいきます。」との答弁がありました。

5款、労働費、6款、農林水産業費については、いずれも質疑なく、次に、7款、商工費の質疑を行いました。

最初に委員から、「インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業費補助金について、実施事業の総事業費と内容、経費の内訳は。」とただしたところ、「実施した事業内容とその経費は、台湾の若者世代をターゲットとしたファミトリップが380万円、「ラブライブ！サンシャイン！！」の制作会社との連携で、サントムーン柿田川を含む柿田川周辺エリアでの様々なイベントやプロモーションの開催が685万円、同期間中に実施した、周遊のデジタルビンゴの運営と開発が300万円、町の多言語ホームページの作成が250万円で、総事業費は1,615万円です。」との答弁がありました。

次に、委員から、「この事業の成果は。」とただしたところ、「ファミトリップでは、改めて柿田川の持つ観光資源としての強みを感じることができ、観光商

品の造成につながる関係性ができたほか、インバウンドの誘客促進につながる周知ができたと考えます。また、サントムーン柿田川で実施したプロモーションでは、多くの来場者があり、町、柿田川のPRができたほか、サントムーンから提供された情報では、レジ客数で対前年比110%、売上げでは121%を出したテナントもあると伺っており、事業者からも好評を得ています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「この成果等を、今後、どのようにつなげ、生かしていくのか。」とただしたところ、「アニメーションツーリズムの効果を実感できたことから、制作会社や近隣市町と良好な関係を継続し、町のPRを実施するとともに、今後も多くの事業者の方が商戦に参画しやすくなるよう、行政としてサポートしていきたいと考えています。また、ファミトリップの旅行商品とするには、多くのスポットが必要で、広域的な連携が必須であると感じたことから、スポットを磨き上げるとともに、近隣との連携強化を図っていきたいと考えています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「ゆうすいポイントは、事業者にとってもメリットがないと、制度の持続が難しいと考えるが、メリットを感じにくい事業者への対応はどう考えるか。」とただしたところ、「加盟店157店舗のうち、ポイント20倍キャンペーンでは80%の店舗が、お店再発見キャンペーンでは91%の店舗がユーザーに利用されており、かなり浸透してきていると感じています。利用頻度の低い店舗があることは、町で把握しており、加盟店は、アプリ等で紹介するなどの対応をしています。」との答弁がありました。

次に、8款、土木費の質疑を行いました。

最初に委員から、「4項1目の負担金等の支出が少ない理由は。」とただしたところ、「民間建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金として予算計上した120万円の申請がなかったことによるものです。」との答弁がありました。

次に、9款、消防費の質疑を行いました。

最初に委員から、「それぞれの避難所に、対応した人数の防災資機材を備蓄する防災倉庫を整備しているのか。」とただしたところ、「指定避難所7か所のうち、防災倉庫は6か所にありますが、現在、各避難所にそれぞれ必要な資機材を配分することができておらず、保管スペースの関係上偏っていることが課題であり、これを解消するには、防災倉庫を大きくすることが考えられますが、物理的に難しい面があるため、有事の際に円滑に運搬できるかも含め、今後の課題であると考えます。」との答弁がありました。

次に、11款、災害復旧費、12款、公債費、13款、予備費については、いずれも質疑なく、歳入歳出全般の質疑を行いました。

最初に委員から、「財政力指数が年々下がってきていることを若干危惧しているが、こうした背景をどのように捉えているか。」とただしたところ、「基準財政収入額、税等は、コロナ禍後、景気回復の影響を受け、一定の伸びを示して

いる一方、基準財政需要額は、国の経済対策に伴う再算定などの影響で、収入額を上回る伸びがあったため、年々減少傾向となっています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「経常収支比率が前年度に比べ上昇しているが、この推移をどのように捉えているか。」とただしたところ、「税込等の経常的な一般財源の増加よりも、経常的な支出である人件費や扶助費の増額の伸びが大きいため、上昇傾向にあります。この傾向は、全国的に見られ、県内市町でも、同様の傾向が出ており、今後、経常経費の動きを注視し、歳出の抑制を図るとともに、経常一般財源の主たる町税の増収も図る中で、財政の健全運営に努めていきたいと考えています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「財政調整基金は、昨年度よりも少し増えているが、今後、基金を活用する事業が多く見込まれる中、どの程度の残高が適正と考えるか。」とただしたところ、「県が行う財政状況のヒアリングの中で、標準財政規模の2割程度は確保しておいたほうがよいという意見があり、本町では、この標準財政規模は概ね70億円程度で、財政調整基金の目標は約14億円と捉えています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「小学校の長寿命化工事や、新中間処理施設建設に伴う負担のほか、土地区画整理事業などは、これからの町の発展のことを考えると、後戻りできない事業であり、こうした大規模事業が予定される中で、町はどのような財政運営を考えているのか。」とただしたところ、「歳出では、今まで以上に既存事業の見直しを進め、スクラップアンドビルドによる徹底したスリム化を図るほか、財政指数の動向に留意しながら、事業規模の平準化や実施時期の繰延べなどを行っていかねばならないと考えています。一方、歳入では、根幹となる町税の収納率の向上に努めるとともに、国県の補助制度を積極的に活用することにより、財源を確保し、引き続き収支均衡型の予算を基本とし、毎年度、中期財政計画の見直しなどを行い、健全な財政運営に努めたいと考えています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「町税の収納率向上に努めるだけで対応できる金額ではないため、国、県の補助金の徹底した活用をお願いするとともに、来年度の予算編成では、各事業の有効性や公益性を含めた成果や支出内容をしっかりと精査してほしい。」との意見がありました。

他に質疑なく、討論を行いました。

反対討論として、「まず、物価高騰対策臨時生活支援事業で行われたクオカードの配付は、マイナンバーカードを所持している世帯に対して行われたものだが、マイナンバーカードは、様々な問題点も指摘されており、取得をしてない方や、本人の意思確認ができないため、取得したくてもできないという方も僅かながらいる中で、差別をするような形での実施は、適切ではなかったと感じる。次に、可燃ごみの減量について、分析結果が減量に生かされているのか疑

問である。燃やすごみの減量は、個人の努力も必要だが、システムとしてもっと検討すべきではないかと考える。さらに、防災の資機材の備蓄について、実際、災害が起こった場合、特に、町内ではハザードマップで液状化が指摘をされている地域もあり、資機材の運搬に支障を来すという懸念があることから、対応不足と考える。以上の点を指摘し、反対討論とする。」との発言がありました。

次に、賛成討論として「歳入では、町税は、コロナ禍からの回復傾向が見られるほか、ほぼすべての税目において前年度より増収となっている。一方、歳出では、町の主要事業が計画的に着実に進められており、また、クオカードの配布や、地域コミュニティの再活性化のための助成の拡充など、町民生活や地域活性化の支援策として高く評価できる。さらに、財政指標等は良好な水準を維持しており、基金の管理・運営において、健全かつ適切な対応が図れていたと評価できる。今後計画されている新中間処理施設建設に伴う費用負担や、公共施設の長寿命化などに加え、近年の気候変動による自然災害などの突発的な事態への財政出動にも備えなければならないことから、依然として予断を許さない状況にあり、引き続き、堅実な行財政運営に取り組んでいただくことを指摘し、賛成討論とする。」との発言がありました。

他に討論なく、採決の結果、本案の本委員会所管事項については、賛成多数をもって、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議案第43号 令和5年度清水町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
本案は、9月6日に本委員会に付託され、9月11日に議案第42号の審査終了後、同メンバーにより審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑を行いました。
質疑なく、討論なく、採決の結果、本案については、全員賛成をもって、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議案第47号 令和5年度清水町下水道事業会計決算の認定について

本案は、9月6日に本委員会に付託され、9月11日に議案第43号の審査終了後、同メンバーにより審査に入りました。

始めに、議案について質疑を行いました。

最初に委員から、「本町の下水道未普及地区はどのくらいあるか、また8年度までの計画整備率は。」とただしたところ、「未普及地区については、全体計画719ヘクタールのうち39.3%であり、令和8年度末までに人口普及率90%強を目指し、整備を進める予定です。」との答弁がありました。

次に委員から、「本町の下水道管の未耐震管の整備計画は。」とただしたところ、「現在、約89%の耐震化が済んでおり、残りは、卸団地地区を中心に、ストックマネジメント計画の中で取り組んでいく予定です。」との答弁がありました。

他に質疑なく、討論なく、採決の結果、本案については、全員賛成をもって、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議案第48号 令和6年度南小学校北校舎改築工事の請負契約の締結について

本案は、9月5日に本委員会に付託され、9月11日に議案第47号の審査終了後、同メンバーにより審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。

最初に委員から、「今回の一般競争入札における入札参加者の制限、資格要件は。」とただしたところ、「本社や営業所の所在地が静岡県内であること、経営事項審査結果通知書の建築一式総合評定値が1,200点以上であることに加え、本町で発注した建築工事の実績があるほか、26年度以降に県内の地方公共団体の1件2億円以上の建築工事の元請(もとうけ)としての実績があることを要件としています。なお、沼津市、三島市、裾野市、函南町、長泉町、清水町に本社を置く、建築一式総合評定値が1,100点以上の法人は、先ほどの資格要件を満たす法人と特定建設工事共同企業体を締結することで、入札参加を可能としました。」との答弁がありました。

次に委員から「建築一式総合評定値の条件は、若干高いように感じるが、今回の入札で、1,200点以上とした理由は。」とただしたところ、「町が個々に発注した建築一式工事において、同規模の施工実績を有する業者を技術的担保が確保できる業者と捉え、さらに、今回の工事の予定価格から、建築一式総合評定の枠組みが必要と判断し、1,200点以上としました。」との答弁がありました。

次に委員から「参加した業者が3社しかなく、技術的担保を確保するためには、高い経審も必要な一方で、競争性も高める必要があり、点数はもう少し低くてもよかったと考えるが、町の考えは。」とただしたところ、「競争性、経済性、また、その中で完成されたものの技術的な担保のバランスを総合的に判断していかなければならないと考えています。町が過去に発注した工事で、工事規模や内容、予定価格等を考慮し、また、今回の南小北校舎は、単体での建築ではなく、南校舎との連続性が求められるなどの事情を考慮し、今回の点数としました。」との答弁がありました。

次に委員から「一般的に、請負率は90%前後が妥当であると認識しており、今回の請負率は高いように感じるが、町の認識は。」とただしたところ、「近年、土木も含め、入札の金額が非常に高くなっており、使用する積算ソフトなどの精度もよくなっていることが原因ではないかと考える中で、今回の請負率は、事業者の努力の結果、入札の結果だと捉えています。」との答弁がありました。

他に質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情6号 「現行の健康保険証を残すことを求めることに関する意見書」の提出を求める陳情書について

本陳情は、9月6日に本委員会に付託され、9月11日に議案第48号の審査終了後、委員全員と、当局から参考意見を聴くため、副町長、総務課長及び住民課長の出席を得て審査に入りました。

始めに、陳情書の概要について事務局から説明を受けました。

最初に委員から、「本年12月に施行されるマイナンバーカード法等の一部を改正する法律は、現行の保険証の新規発行を廃止するもので、それまでに交付された保険証は、最大で1年間有効とされる経過措置が設けられているほか、マイナンバーカード未取得者には、資格確認証が発行されるため、マイナ保険証の有無で不利益は生じない。加えて、処方薬の履歴の情報などにより、適切な医療を受けることができるようになる等、利便性の向上が図られることは明らかである。これまで発生しているトラブル等に対しては、万全の対策を講じつつ、マイナ保険証の普及をより一層推進していくべきである。」との意見がありました。

次に、委員から、「従来の保険証であれば、それを出せば資格確認はできたが、マイナンバーカードという非常にトラブルが多く、高齢者にとって負担のかかる方法を、一本化をするのは適切ではない。国においても、マイナ保険証については延期や見直しの考えを述べている方もおり、広く日本全国の中で様々なトラブルや、懸念の声が多く出ているということを知っている。また、同様の意見書は、地方議会で今、多く提出されているとも聞いており、本町でも、賛同すべきである。」との意見がありました。

他に意見なく、討論を行いました。

最初に反対討論として、「8月末現在の本町のマイナンバーカードの申請率は約93%と、日に日に定着が進んでいるといえる状況にあるといえる。マイナ保険証は、処方薬のデータの共有などにより、より良い医療を受けることができるほか、高額療養費の限度額適用認定証の申請が不要となるなど、多くのメリットをもたらすものであることは承知のとおりである。一方で、これまで発生しているトラブルによる不安から、マイナ保険証への切り替えを躊躇する方が少なくない現状もあるが、このことについては、国が全力を挙げて事態の解消に取り組んでおり、不利益を被ることのない仕組みとなっている。これらのことから、マイナ保険証の普及は、今後ますます推進すべきであると主張し、反対討論とする。」との発言がありました。

次に賛成討論として、「マイナ保険証のメリット等も挙げられているが、実際に、本人確認ができず、一旦であっても医療費を全額払わなくてはならないという事例もあり、これは大きなデメリットと考える。また、マイナ保険証を持っていない方については、12月以降、資格確認証が送付される予定であるが、その事務作業が保険者にとっては非常に大きな負担となってくるとも考えられ

る。以上の点を指摘し、賛成討論とする。」との発言がありました。

他に討論なく、採決の結果、陳情6号については、賛成少数により不採択とすべきものと決定いたしました。

陳情7号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の採択を 求める陳情書について

本陳情は、9月6日に本委員会に付託され、9月11日に陳情7号の審査終了後、委員全員と、当局から参考意見を聴くため、副町長及び総務課長の出席を得て審査に入りました。

始めに、陳情書の概要について事務局から説明を受けました。

委員から、「現在の再審制度の仕組みが捜査機関に有利なものであるかは、町議会において議論すべきことではないが、えん罪被害の防止や基本的人権の尊重という観点では、再審規定が改正されることで、その一助となることは確かである。県内においても、県議会ほか、22の議会で採択されている現状を踏まえても、採択することが適当である。」との意見がありました。

他に意見なく、討論なく、採決の結果、陳情7号については、全員賛成により採択とすべきものと決定いたしました。

清水町議会委員会条例第27条第1項の規定により記名押印する。

令和6年9月25日

総務建設常任委員長 花堂 晴美